

宇陀市監査委員告示第5号

平成27年度財政援助団体監査等の監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の対象

- (1) 援助団体 菟田野まちづくり協議会
- (2) 対象年度 平成26年度及び平成27年度
- (3) 所管部署 企画財政部まちづくり支援課

3 監査の期間

平成27年10月16日から平成28年3月24日

4 監査の方法

平成26年度及び平成27年度における財政援助団体の出納その他の事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査の実施にあたっては、監査対象団体及び監査対象部署に提出を求めた関係書類の調査とともに、関係者に対する質問を行うなどにより実施した。

5 事業の内容

(1) 菟田野まちづくり協議会の概要

名 称	菟田野まちづくり協議会
設 立 年 月 日	平成26年5月31日
設 立 目 的	菟田野地域の住民相互の交流と親睦を図り、生活環境の保持・改善に独力し、文化・福祉の向上と、豊かで済みやすい、活力ある地域づくりに、寄与することを目的とする。
協 議 会 の 区 域	菟田野地域全域
協 議 会 の 事 務 所	宇陀市菟田野松井486番地の1 菟田野地域事務所内

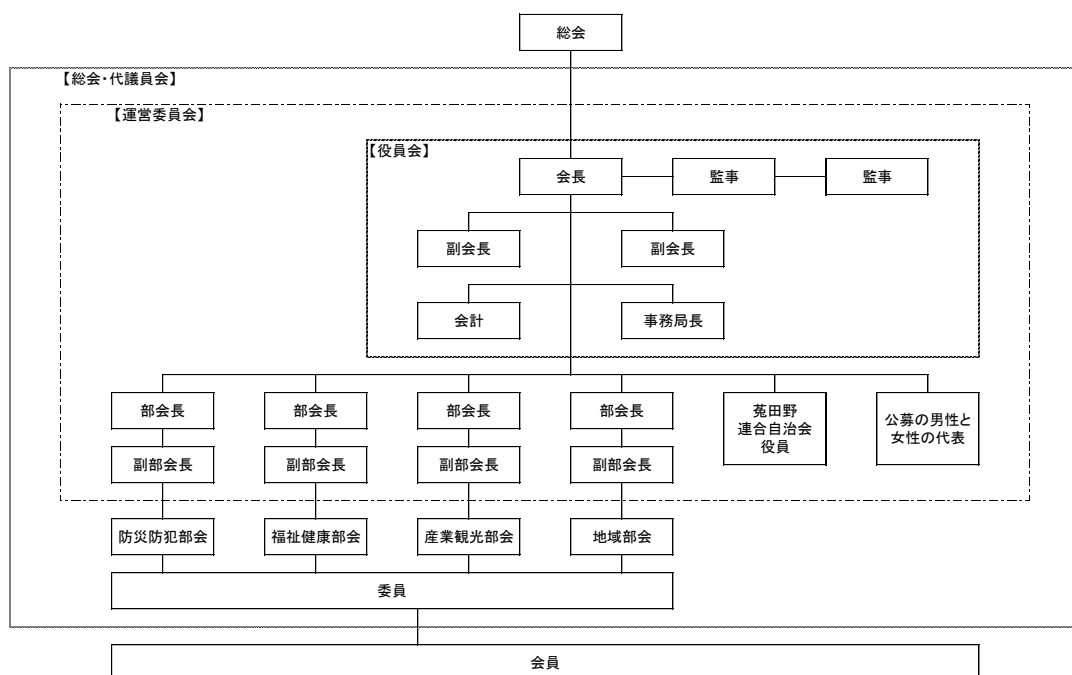
(2) 菟田野まちづくり協議会の組織

設立目的を達成するため、平成26年度のまちづくり協議会の部会及び組織は次のとおりである。

部会名	担当事業等
防災防犯部会	○防災、防犯、交通安全等に関する事業
福祉健康部会	○福祉、健康づくり等に関する事業 ○青少年育成支援に関する事業

産業観光部会	<ul style="list-style-type: none"> ○観光を活かした、まちづくりに関する事業 ○産業振興等に関する事業 ○地区住民の交流又は連帯に関する事業
地域部会	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史、文化、伝統継承等に関する事業 ○環境美化、環境保全等に関する事業 ○住環境整備に関する事業 ○地区の団体育成に関する事業 ○その他地域づくりに関する事業

菟田野まちづくり協議会組織図



(3) 主な事業（平成26年度）

平成26年5月31日に設立した菟田野まちづくり協議会は、設立目的を達成するために、4つの部会を設置して地域で持つ様々な課題を解決するとともに、地域に埋もれた観光資源を地域内外に周知することを目的に、様々な事業を通じて、地域住民の交流や親睦を図っている。

■全体による事業

事業名	事業内容等
講演会	菟田野「ふるさとお帰り」記念講演（8月16日）
ふれあいトーク	「市長と語るふれあいトーク」（11月26日）

先進地視察研修	「ジビエ工房紀州 有害鳥獣食肉処理加工施設」の見学（1月26日）
医療講演会	知って得するCKD（慢性腎臓病）予防講習会（3月1日）
懇談会	まちづくり支援課との懇談会（3月26日）

■部会による事業

部会名	事業名等
防災防犯部会	救急講演会（11月16日）
福祉健康部会	第1回「ふるさと再発見・うたの健康ウォーキング」（5月25日） 第2回「ふるさと再発見・うたの健康ウォーキング」（11月16日） 研修会「つながり・見守り・支え合う地域づくりをすすめるために」（2月15日）
産業観光部会	不動塚古墳環境整備事業（6月29日他7日）
地域部会	クリーンキャンペーン（10月11日）

6 監査の結果

財政援助団体に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査における個別の意見は次のとおりである。

(1) 財政援助団体に関する事項

平成26年度は設立の初年度であり、4つの部会を通して様々な事業に取り組んでおり、地域の様々な資源を発掘しながら、地域内外への発信に努められていることが確認できた。

また平成27年度においては、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を活用して、地域の観光力を高めるための観光誘客事業をまちづくり協議会が主体となり事業に取り組んでいることも確認できた。

まちづくり協議会に求められている成果は、一朝一夕で出るものではないので、持続性のある活動に努められたい。

また、まちづくり協議会の支援を目的に市が設置している地域支援員とも連携を取り、菟田野地域の魅力が地域住民はもちろんのこと、地域外の方にも発信できるような取り組みに努められたい。

(2) 所管課に関する事項

まちづくり協議会の活動を支援するため、各地域に地域支援員

を配置し、地域の実情に応じたまちづくり協議会の支援を行っている。

まちづくり協議会の活動は、地域住民が主体的に行うべきではあるが、地域支援員等を通じて、活動の支援を行政が行う必要がある。引き続き、まちづくり協議会の支援に、積極的に努められたい。

併せて、今回監査を行う中で、菟田野まちづくり協議会の事務所として、地域事務所の一室を使用されていることが確認できたが、行政財産の使用手続きが行われていないことが判明した。是正されたい。